

#### (4) 残余財産の譲渡の認証

解散したNPO法人の残余財産の帰属先について、定款に定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡する場合を除き、国庫に帰属します。

国又は地方公共団体に譲渡しようとする場合は、藤井寺市長に認証申請を行い、認証を受ける必要があります。

残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡しようとする場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。

#### 〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書 (様式第10号(第11条関係))	115	1部	

【様式第10号(第11条関係)】 ※日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

## 特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

特定非営利活動法人の名称  
 清算人 住 所  
 ふ り が な  
 氏 名  
 電 話 番 号 ( )

清算人の住所・氏名を  
記載してください。

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	譲渡を受ける者の欄には、国又は地方公共団体の名称を記載してください。 なお、譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。
上記の譲渡を受ける者を決定した理由	上記の譲渡を受ける者を決定した理由を具体的に記載してください。

※本様式は、藤井寺市のみ事務所を設置する場合の様式です。その他の場合は、各都道府県及び市町村の定める様式によってください。